

健康・医療戦略に係る 農林水産省の主な取組

平成28年6月13日

健康・医療戦略に係る農林水産省の主な取組

- | | | |
|---------------------------|-----|---|
| 1. 健康長寿社会の形成のための食の研究開発の推進 | ・・・ | 2 |
| 2. 医福食農連携の取組の推進 | ・・・ | 4 |

(2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

1. 健康長寿社会の形成のための食の研究開発の推進

1. 平成27年度における取組

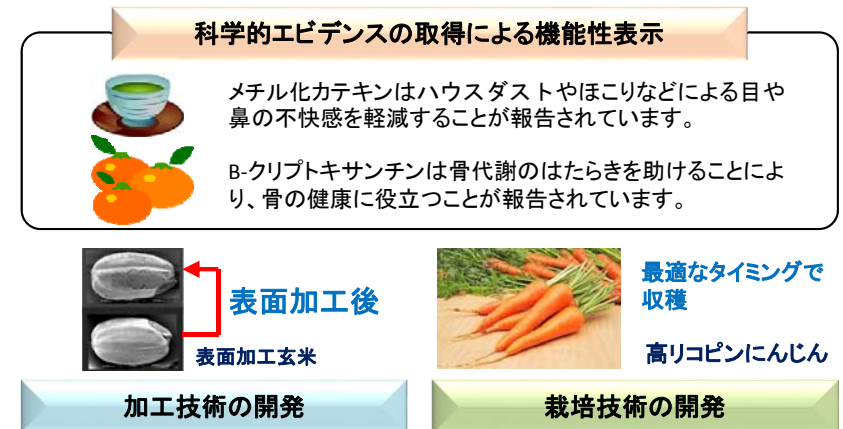
- 日本食の有する健康への影響を検証するため、日本食に特徴的な食品を科学的に評価。
- 農林水産物の機能性について、科学的エビデンスの取得等を推進し、機能性農林水産物を開発。
- 医薬品等への農畜産物の活用について、研究成果の実用化に向け企業等への橋渡しを推進。

2. 主要な成果

- 麴発酵食品の整腸作用、魚肉ペプチドの抗酸化作用等の可能性が示された。
- 実施・公開した研究レビューを用いて、緑茶、みかんが機能性表示食品制度に届出・受理。また、栽培・加工技術の開発により、機能性成分を多く含む玄米、にんじん等が製品化。
- 動物由来コラーゲンから開発した絆創膏型人工皮膚は、民間企業による工業的製造法の構築に移行。

3. 今後の取組方針

- 日本食の健康への効果を検証・評価し、成果を企業等が利用出来るよう広く発信。
- 科学的エビデンス取得を進めるほか、地域の機能性農林水産物の発掘を新規プロジェクトとして実施。
- 材料提供、企業への技術移転支援等により、スギ花粉タンパク質成分を蓄積させたコメ等、成果の橋渡しを推進。



健康長寿社会の形成のための食の研究開発の推進

高齢化の進展や国民の健康意識の高まりにともない、健康寿命の延伸に資する食生活に関する情報の提供、生活習慣病や老化の抑制等に効果のある様々な機能性成分を引き出した新たな農林水産物及び食品の開発・供給等、消費者の様々なニーズに対応しつつ国民生活の質を一層向上させることが求められている。

日常生活を通じて、健康の維持・増進を行う

日本食の評価



今日の食生活を見直す契機とするため、

- 伝統的日本食の有する健康への効果・影響を科学的に検証・評価
- これまでに、①麴発酵食品が腸内環境を整えること、②魚肉に含まれるペプチドが抗酸化作用を持つこと、③大豆ペプチドが神経機能調節作用を持つ可能性があることなどが明らかにされた。

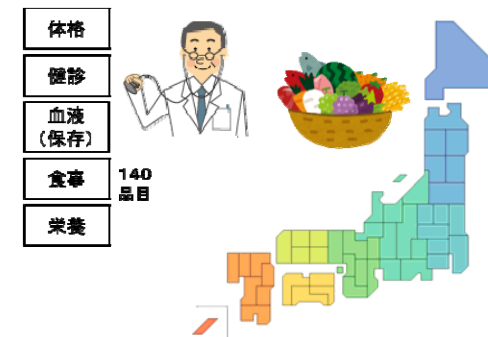


生活習慣病等に効果のある地域の農林水産物・食品の開発

- 農林水産物の科学的なエビデンスの取得等により、機能性表示食品や機能性成分を多く含む農林水産物の製品化を推進した。

引き続き、新たな機能性農林水産物・食品を発掘するため、

- 多目的コホート研究における農林水産物・食品ならびに機能性成分と健康寿命との関連について検討
- 健康を増進する地域の機能性表示農林水産物・食品の開発
- 機能性関与成分含量を安定化させる栽培管理技術の確立・実証



医薬品、医療機器等への農畜物等の活用

- 動物由来コラーゲンから開発した絆創膏型人工皮膚は、早期の実用化に向け民間企業が工業的製造法を構築中。
- スギ花粉タンパク質成分を蓄積させたコメは、材料提供をはじめ、ヒトでの有効性に関する技術支援、企業への技術移転等、成果橋渡しを推進。



特定の疾病を治し、健康に過ごせる身体をつくる

- (2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策
 - 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策



2. 医福食農連携の取組の推進（介護食品に関する取組）

1. 平成27年度における取組

- 平成27年4月に「新しい介護食品（スマイルケア食）普及推進会議」を設置し、スマイルケア食を必要とする人の手に届きやすい環境の整備について、議論を進めてきたところ。

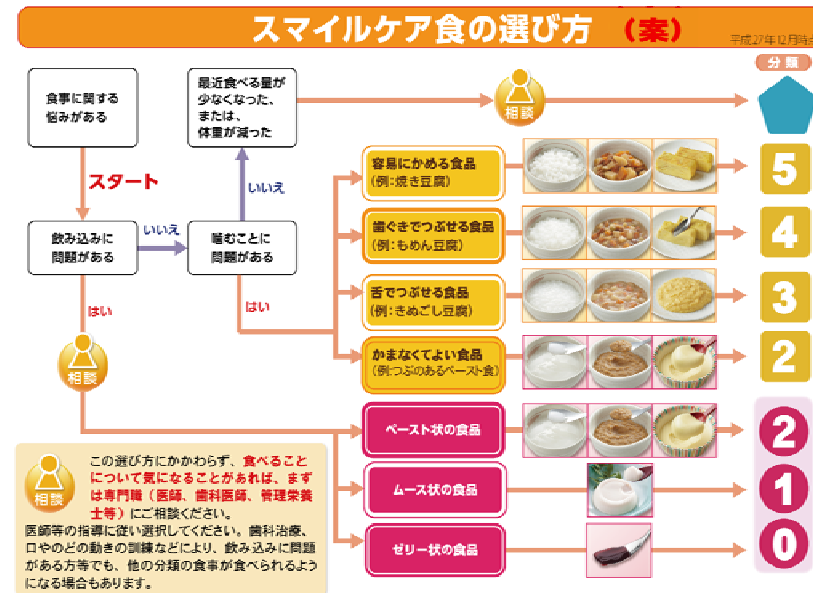
2. 主要な成果

- 平成27年12月には個々人の状態に応じたスマイルケア食の選択に寄与するため、スマイルケア食に「青」「黄」「赤」のマークを表示する枠組をとりまとめた。平成28年2月に健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品に「青」マークを貼付する仕組みの運用がスタート。

3. 今後の取組方針

スマイルケア食を必要とする人が安心して選択できるよう、

- 必要な規格を整備し、飲み込むことが難しい人向けの食品に「赤」マークを、嚙むことが難しい人向けの食品に「黄」マークを貼付する仕組みの運用をスタートさせる。
- 医療・介護関係者といった専門家を通じ、在宅、医療・介護などの現場へのスマイルケア食の普及推進を更に図る。



新しい介護食品（スマイルケア食）の取組

介護食品をめぐる現状

5人に1人が65歳以上 ⇒ 4人に1人が65歳以上 ⇒ **3人に1人**が65歳以上
(平成15年) (平成25年) (平成35年)

出典：総務省「人口推計」（各年10月1日現在）

要介護（要支援）認定者数 **384万人** ⇒ **584万人**（10年間で約1.5倍）
(平成15年度) (平成25年度)（※平成25年高齢者人口の約18%）

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

*584万人×（介護保険上の1日当たりの基準（1,380円）×365日）÷**2.9兆円**

➤ こうした状況を踏まえ、農林水産省では有識者会議を設け介護食品の供給拡大に向けた検討を続けてきたところ

平成25年2月～7月 **これからの介護食品をめぐる論点整理の会**

平成25年10月～27年3月 **介護食品のあり方に関する検討会議**

新しい介護食品の考え方
【平成26年4月】

新しい介護食品の選び方
【平成26年11月】

新しい介護食品の愛称
【平成26年11月】

- ◇ 介護食品と呼ばれてきた食品の範囲を以下のとおり再整理（「新しい介護食品」）
- ① 飲み込む機能に問題がある人向けの食品
 - ② 噛む機能に問題がある人向けの食品
 - ③ ①②の機能に問題はないものの、健康な体を維持し活動するために栄養補給を必要とする人向け食品

- ◇ それぞれの状態の人に合った「新しい介護食品」の選択に寄与するマークを表示する枠組みを創設
- ① 左欄①の食品 → 「赤」マークを表示
 - ② 左欄②の食品 → 「黄」マークを表示
 - ③ 左欄③の食品 → 「青」マークを表示

- ◇ 公募により「新しい介護食品」の愛称を「スマイルケア食」に決定

平成27年4月～ **スマイルケア食普及推進会議**

「スマイルケア食」の規格基準
【平成27年12月】

「スマイルケア食」のマーク表示
【JAS規格制定後】

- ◇ 上欄①～③の「スマイルケア食」に該当する食品の規格基準の必要性・方向性について一致

- ◇ 「スマイルケア食」に該当する食品に対する各マーク表示の枠組を整備・全面運用

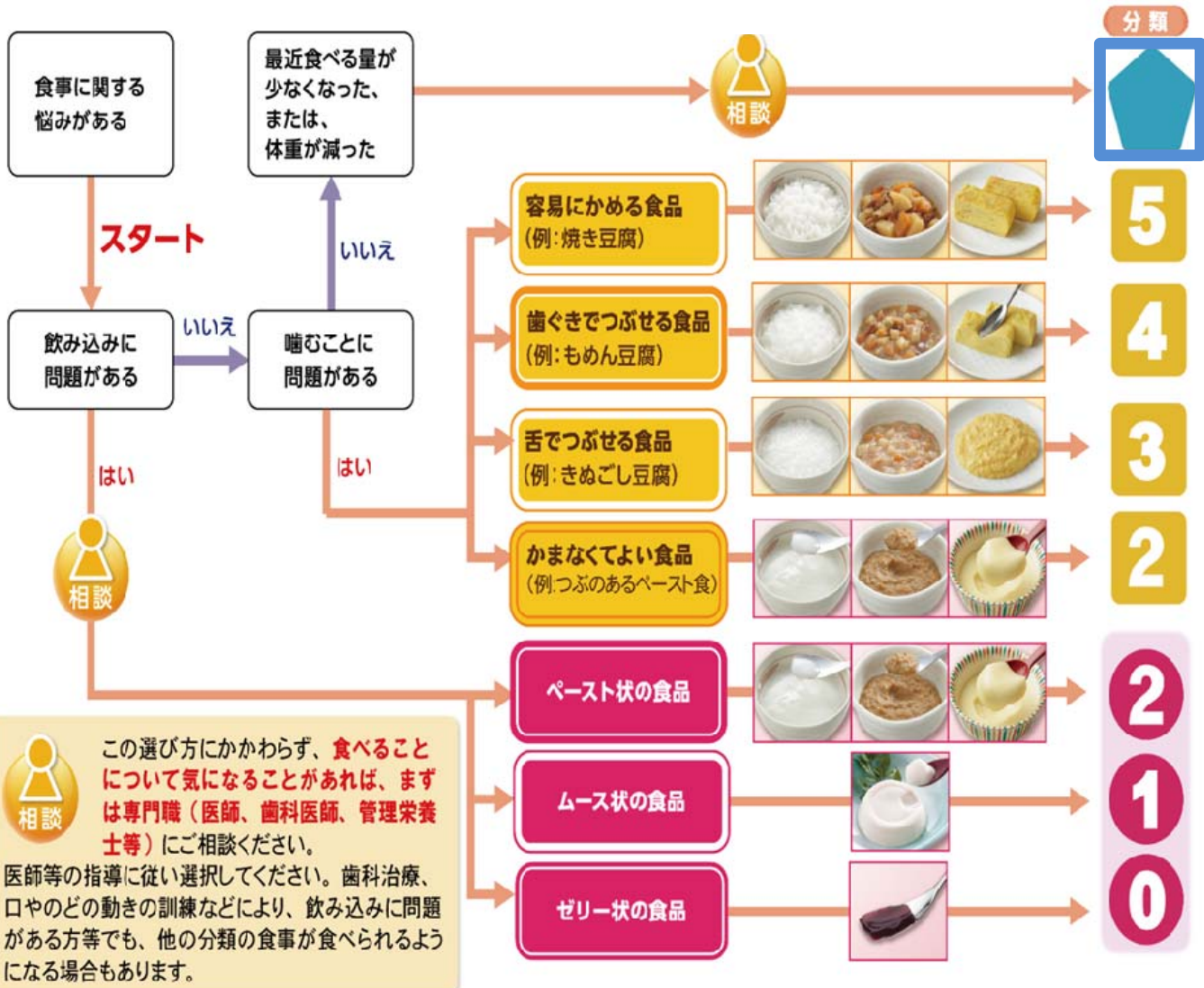
スマイルケア食の普及推進

スマイルケア食のマークの表示の枠組について

- 消費者が、店頭等で個々の状態に適したスマイルケア食を選択できるように、スマイルケア食にその固さ等に応じ、赤・黄・青のマークを表示する枠組の整備を進めているところ。

スマイルケア食の選び方 (案)

平成27年12月時点



相談
この選び方にかかわらず、**食べることに**ついて気になることがあれば、**まずは専門職（医師、歯科医師、管理栄養士等）にご相談ください。**医師等の指導に従い選択してください。歯科治療、口やのどの動きの訓練などにより、飲み込みに問題がある方等でも、他の分類の食事が食べられるようになる場合もあります。

平成27年12月のスマイルケア食普及推進会議において、青マークの利用のスキームを決定。平成28年2月より運用を開始。

規格基準
自己適合宣言

平成27年12月のスマイルケア食普及推進会議において、黄・赤マークを表示できる食品の規格・基準を策定する方向で一致。

今後、JAS規格等の関係規格・基準を整備し、運用を開始。

JAS制度

特別用途食品表示許可制度